

がんゲノム医療拠点病院について

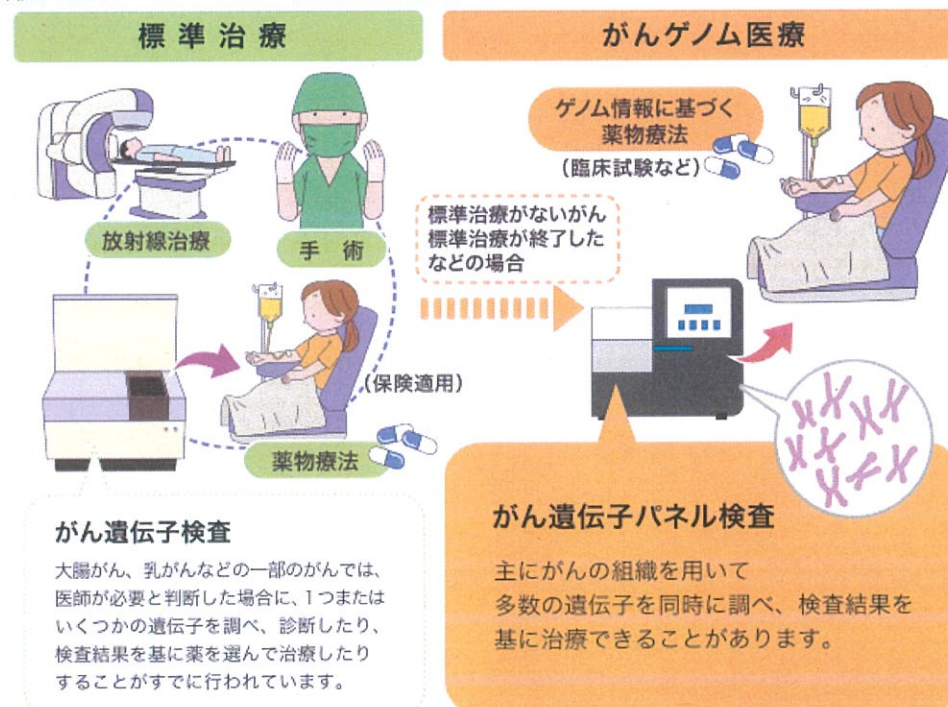
疾病対策課がん対策係

がんゲノム医療とは？

遺伝子情報に基づくがんの個別化治療の1つです

がんゲノム医療とは、主にがんの組織を用いて、多数の遺伝子を同時に調べ（がん遺伝子パネル検査）、遺伝子変異を明らかにすることにより、一人一人の体質や病状に合わせて治療などを行う医療のこと。

◆遺伝子情報に基づくがんの個別化治療



第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

資料6

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診（2次予防）

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん（それぞれのがんの特性に応じた対策）
- (7)小児がん、AYA（※）世代のがん、高齢者のがん（※）Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題（ライフステージに応じたがん対策）

<取り組むべき施策>

- ①がんゲノム医療提供体制の整備
- ②ゲノム情報等を集約・利活用する体制の整備
- ③薬事承認や保険適用の検討
- ④がんゲノム医療に必要な人材の育成促進
- ⑤研究の推進
- ⑥患者・国民を含めたがんゲノム医療の関係者が運営に参画する体制の構築

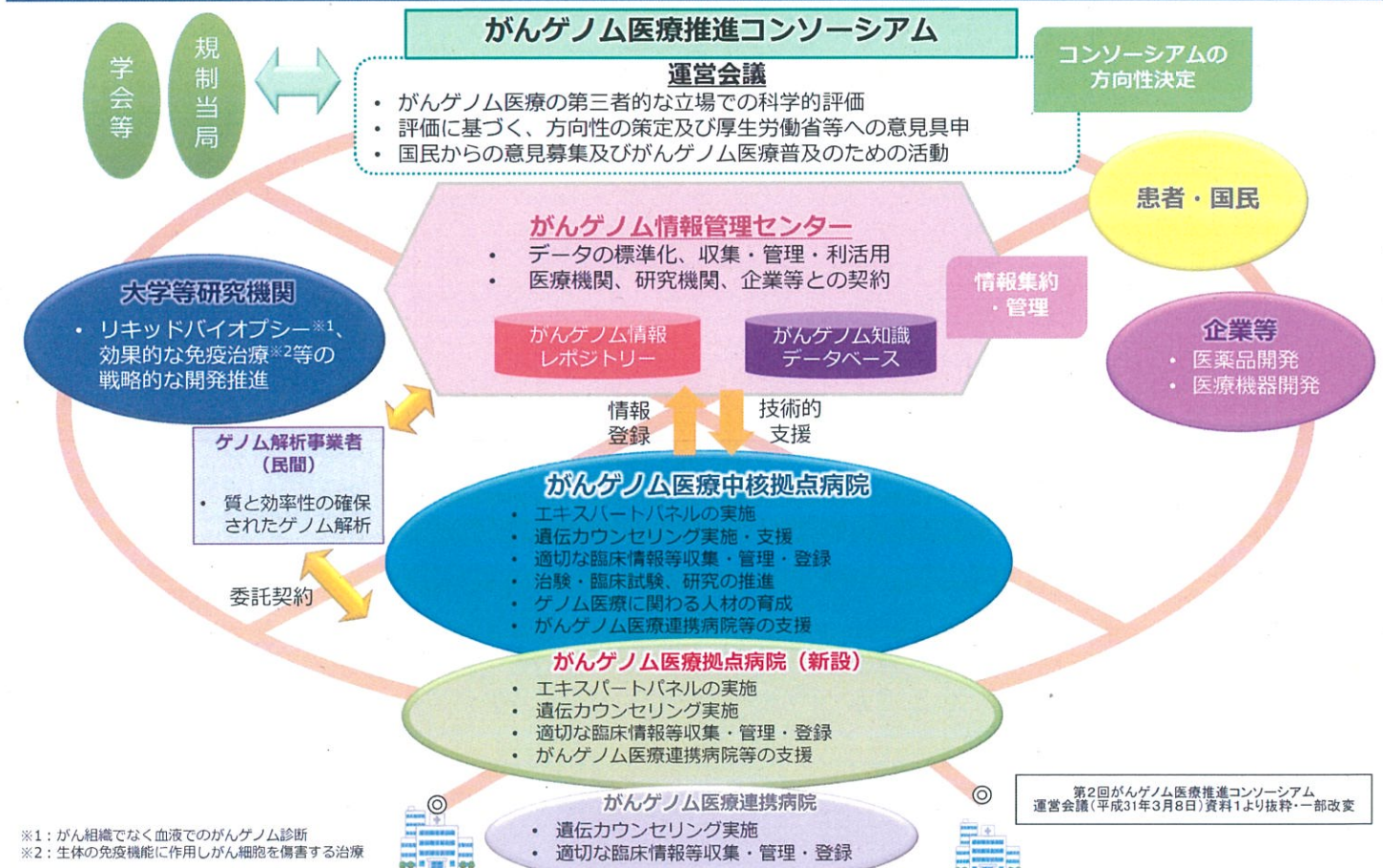
4. これを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

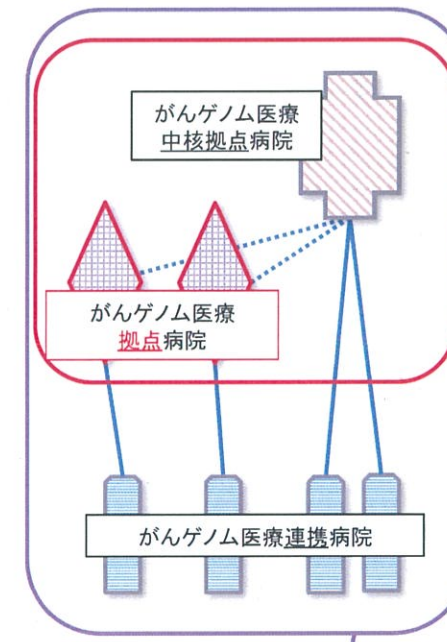
第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割



今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の機能(案)



患者説明（検査）	検体準備	シーケンス実施	エキスパートパネル	レポート作成	患者説明（結果）	治療	研究・先進医療 研究開発	人材育成
患者説明 検体準備	シーケンス実施	専門家 会議	レポート 作成	患者説明	治療	研究 開発	人材 育成	
中核 拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	必須	必須
拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	連携	連携
連携	必須	外注可	中核拠点あるいは 拠点病院の会 議等に参加	必須	必須	必須	連携	連携

※ がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院は、整備指針の要件を満たしていることを確認の上、自らが連携するがんゲノム医療連携病院の候補となる医療機関を、厚生労働大臣に申請する。

以後、がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院からがんゲノム医療連携病院の追加を、1年ごとを目処として厚生労働大臣に申請する。

今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の指定期間について(案)

The diagram illustrates the timeline for the implementation of cancer genome medical hub hospitals. Key milestones include the initial 2-year designation period starting in April 2018, a change to 4 years for subsequent periods, and a proposed 30-facility designation by September 2019, leading to a 2.5-year initial period for the revised plan.

Category	Timeline / Key Event	Designation Period / Details
がんゲノム医療 中核拠点病院	2018年4月 (初回)	2年
	2020年4月 (変更前)	2回目以降は、指定期間は4年
がんゲノム医療 拠点病院	2019年9月 (P)	30施設程度 指定予定
	2020年4月 (変更後案)	2回目の指定期間を2年 初回の指定期間は、2年半とする。

*がんゲノム医療連携病院は、中核拠点病院又は拠点病院が選定。

【報告】 指定期間について

- 中核拠点病院の2回目及び拠点病院の初回の指定期間を2022年3月31日までとする。その理由として、以下を中核拠点病院に説明する。
 - ✓ 今後、中核拠点病院及び拠点病院は、連携体制の観点から同時に見直すべきであること。
 - ✓ 近年のゲノム医療の進歩はめざましく、今後、新しい技術の実装やそれに伴う提供体制の整備の必要性など、現時点で予想できない事象が発生しうするため、現行の整備指針で規定されている、2回目以降の中核拠点病院の指定期間(4年)は長過ぎると考えられること。

※ 平成31年4月時の新規連携病院を色付け